解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十月十日大阪府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

大阪府枚方市香里園町九番二一号

香里園駅東地区市街地再開発組合

代表清算人　塚中　幸雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

大阪市阿倍野区旭町三丁目一番六号

財団法人阿さひ保育園

代表清算人　青地　正壽

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十一月五日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

熊本県熊本市南区城南町さんさん二丁目三番地一〇　城南町中央土地区画整理組合

代表清算人　甲斐　一行

解散公告（第二回）

当法人は、マンションの建替え円滑化等に関する法律第七十一条一項の平成二十六年十一月十七日付権利変換期日にて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

東京都小金井市桜町二丁目一番二五号一〇一

小金井コーポラス団地管理組合法人

代表清算人　根本　斉

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年十月十七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市鳴無土地改良区

代表清算人　山﨑　幹夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

佐賀県佐賀市大和町大字梅野五二六番地

下田生産森林組合

清算人　坂口　健橘

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十六年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

福岡県筑紫野市二日市中央三丁目六番一二号

医療法人杏竹会

清算人　竹島百合子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南八条西三丁目一〇番地、最後の住所札幌市南区真駒内緑町三丁目四番三―五〇二号

被相続人　亡　鶴巻　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

札幌市中央区北大通西九丁目キタコーセンタービルディング二階　坂口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永戸　暁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市端野町三区五七〇番地九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　今村　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一　コンフォール一階　伊藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目五八番地三、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目三番五号　被相続人　亡　岡谷　重嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山﨑　哲雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市金井二七八八番地五、最後の住所群馬県高崎市貝沢町七七五番地一

被相続人　亡　髙品　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

群馬県高崎市緑町四―五―一四アイオンズビル二階　弁護士法人井坂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井坂　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区四つ木一丁目七番地、最後の住所千葉県浦安市猫実一丁目七番一八―四〇九号　被相続人　亡　野畑　昭平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

事務所千葉県船橋市本町七―九―六―一〇二　ルピナス船橋　ふなばし法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　裕香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岩淵町五〇二番地、最後の住所東京都北区岩淵町七番一号

被相続人　亡　伊藤　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

東京都千代田区九段南四―六―九土屋ビル三階あさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸二丁目四番、最後の住所東京都港区六本木七丁目一八番六―五〇一号　被相続人　亡　河西　雍宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

第35期決算公告　平成26年11月26日

札幌市中央区南26条西14丁目1－10

株式会社応用医学研究所

代表取締役　鈴木　義裕

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,198
	固定資産	2,228
	合計	3,426
負債及び純資産の部	流動負債	441
	（賞与引当金）	(66)
	固定負債	257
	資本金	2,728
	資本剰余金	99
	利益剰余金	1,091
	利益準備金	1,538
	株主資本等	8
	その他利益剰余金	1,530
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	3,426